

崎 環 (保) 第 1 7 4 号
令 和 5 年 5 月 3 0 日

長崎県クレー射撃協会長 様

長 崎 県 警 察 本 部
生 活 安 全 部 長



猟銃等及び火薬類の適正な使用・管理について（依頼）

本年5月25日、長野県中野市において、猟銃等所持者が、公安委員会から許可を受けた猟銃等を使用する等して、4人を殺害した殺人事件が発生しました。

猟銃等所持者は、社会全般にとって猟銃等を有益に使用・活用されることが期待され、また、その責任を全うする義務を負っています。

猟銃等の不適切な取扱いによる事件・事故が発生すると、所持者本人及び被害者はもちろんのこと、家族・親族に対しても、精神的・経済的に大きな負担を与えると共に、社会に大きな不安を与える結果となってしまいます。

つきましては、貴会会員に対して猟銃等及び火薬類の適正な使用・管理について、下記のとおり御指導を徹底していただきますようお願い致します。

記

1 火薬類の保管管理の徹底

火薬類の譲受けに当たっては、その都度必要量を購入し、火薬類の使い残しを生じさせないようにし、標的射撃用の実包はできる限り自宅には保管しないこと。

火薬類の使い残しが生じた場合は、火薬店に保管委託すること。

2 必要性の低い猟銃等の廃銃・譲渡

必要性の低い猟銃等及び3年以上所持許可を受けた用途に使用していない、いわゆる「眠り銃」となっている猟銃等を所持している場合は、速やかに廃銃や譲渡の措置をとること。

3 盗難防止措置等の徹底

銃砲及び火薬類の盗難・紛失防止のため、法律の規定を遵守し、厳正な保管管理に努めるとともに、猟銃の先台等重要部品を銃本体から外して別の場所に保管するなど、安全な保管に一層の配意を行うこと。

銃砲及び火薬類の盗難又は紛失が発生した場合には、直ちに警察へ届け出ること。

4 用途外使用の厳禁

猟銃等は、許可を受けた用途に供する場合を除いては使用（携帯、運搬を含む）しないこと。

5 申出制度の活用

猟銃等所持者の言動等から、その者が他人の生命、身体、財産、公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあると思われる場合は、公安委員会（警察署）へ申し出ることができる申出制度を活用すること。